

国立国会図書館東日本大震災アーカイブ構築プロジェクトの基本的な方針

目次

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 1
- 2 「東日本大震災アーカイブ」について・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 1
 - 2. 1 「東日本大震災アーカイブ」の基本理念・・・・・・・・ p. 1
 - 2. 2 「東日本大震災アーカイブ」の記録等の収集範囲・・・・・・・・ p. 2
- 3 国立国会図書館東日本大震災アーカイブ構築プロジェクトについて・・ p. 2
 - 3. 1 プロジェクトの目的・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 2
 - 3. 2 プロジェクトのコンセプト・・・・・・・・ p. 2
 - 3. 3 プロジェクトの基本方針・・・・・・・・ p. 2

1 はじめに

「東日本大震災からの復興の基本方針¹」において、地震・津波災害、原子力災害の記録・教訓（以下「東日本大震災の記録等」という。）の収集・保存・公開体制の整備を図り、国内外を問わず、誰もがアクセス可能な一元的に活用できる仕組みを構築することが掲げられた。国立国会図書館では、この仕組みを「東日本大震災アーカイブ」と呼ぶこととし、国全体で「東日本大震災アーカイブ」を構築できるよう、当館でも「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ構築プロジェクト」を開始することとした。本文書は、国全体として構築する「東日本大震災アーカイブ」の基本理念等を提示し、その実現を各府省・関係機関に呼び掛けていくとともに、当館として取り組む「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ構築プロジェクト」の基本方針を定めたものである。

2 「東日本大震災アーカイブ」について

当館で「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ構築プロジェクト」に取り組むに当たり、全ての記録を当館のみで収集・保存することは困難であるため、国全体で分散収集・分散保存することが基本となる。当館では国全体として取り組む「東日本大震災アーカイブ」の基本理念及び記録等の収集範囲を以下のとおり提示し、これらの実現を各府省・関係機関へ呼び掛けていくものとする。

2. 1 「東日本大震災アーカイブ」の基本理念

- (1) 国内外に分散する東日本大震災の記録等を、国全体として収集・保存・提供すること。
- (2) 関係する官民の機関が、それぞれの強みを活かし分担・連携・協力し、全体として国の震災アーカイブとして機能すること。
- (3) 東日本大震災の記録等を国内外に発信するとともに後世に永続的に伝え、被災地の復興事業、今後の防災・減災対策、学術研究、教育等への活用に資すること。

2. 2 「東日本大震災アーカイブ」の記録等の収集範囲

「東日本大震災アーカイブ」で扱う記録等の収集範囲を、以下の主題と形式のものと定め収集活動を行う。

¹ 東日本大震災復興対策本部平成 23 年 7 月 29 日決定、8 月 11 日改定

「5（4）⑥震災に関する学術調査、災害の記録と伝承」に以下のとおり記載されている。

（ii）（前略）地震・津波災害、原子力災害の記録・教訓の収集・保存・公開体制の整備を図る。その際、被災地域における公文書等の保全・保存を図るとともに、国内外で過去発生した地震・津波の教訓も共有する。情報通信技術を活用しつつ、これらの記録・教訓のみでなく、地域情報、書籍など関係する資料・映像等のデジタル化を促進する。また、今回の震災における消防機関等の活動記録を集積し、その分析・検証を行う。こうした記録等について、国内外を問わず、誰もがアクセス可能な一元的に保存・活用できる仕組みを構築し、広く国内外に情報を発信する。

(1) 主題

- 東日本大震災に関して、その事象及び被害の実態に関する記録、被災以前の地域の記録並びに被災後の復旧及び復興に関する記録
- 東日本大震災に関して、国、地方自治体等の公的機関及び NPO、ボランティア団体等の民間機関が主体となった活動の記録
- 東日本大震災発生前及び発生後の防災・減災対策、学術研究に関する記録並びに今後の震災を見据えた防災・減災につながる記録
- 東日本大震災による原子力災害の記録並びに東日本大震災発生前及び発生後の原発に関する記録
- 過去に発生した地震・津波災害等の記録
- 東日本大震災以降の国内外の政治、経済、社会等の動向に関する記録

(2) 形式

- 図書、雑誌、新聞その他の刊行物及びそのデジタル化資料
 - 調査レポート、研究論文、報道記録等の文献・文書
 - 官民のウェブサイト
 - 写真・静止画像
 - 映像・動画
 - 音声（インタビュー記録等）
 - ファクトデータ（例：観測データ、測量データ）
- ※なお、写真・静止画像、映像・動画、音声は、報道機関に限らず、官民の各機関及び個人が撮影・録音したものを含む。

収集に当たっては、国の各府省を始めとする公的機関がそれぞれの所掌範囲に含まれる記録等の掘り起こしを行い、計画的な収集に努めるよう当館から呼び掛けていく。また、記録等を持つ民間団体と連携・協力を図り、重複収集や収集漏れを避けるために、関係者による情報共有、協議の場を設けるよう当館から働き掛けを行う。

3 国立国会図書館東日本大震災アーカイブ構築プロジェクトについて

3. 1 プロジェクトの目的

本プロジェクトでは、他機関と分担し、国全体として東日本大震災の記録等を網羅的に収集し、永続的に保存するとともに、国内外の関係機関が保有する東日本大震災の記録等についても所在を把握し、一元的に検索できる仕組みの構築を行う。これにより、東日本大震災の記録等を広く国内外に発信し、後世へ永続的に震災の記録を引き継ぐとともに、被災地の復興事業及び今後の防災・減災対策、学術研究等に資することを目的とする。最終的には、記録の保存の重要性を根付かせ、長期保存と活用の発展的サイクルを実現することを本プロジェクトの目標と定め、目的の達成に努める。

3. 2 プロジェクトのコンセプト

「震災に関するあらゆる記録・教訓を、次の世代へ」

3. 3 プロジェクトの基本方針

当館では、「2 『東日本大震災アーカイブ』について」に挙げた基本理念や記録等の収集を実現するために、次の方針に従いプロジェクトを実施する。

- (1) 当館及び他機関が保有する記録等にアクセス可能なポータルを構築する。
- (2) 震災アーカイブ構築が長期にわたる取組であることに鑑み、電子情報の長期保存の取組を進めるとともに、記録等の保存の意義の周知を行い、国全体として保存が進むように努める。
- (3) 関係機関等と必要な分担・連携・協力を行い、全体として国の震災アーカイブとして機能するように努める。

- (4) 当館は官民の機関と協力して東日本大震災の記録等の網羅的な収集、保存、提供を目指す。また、東日本大震災発生以前に収集した関連する図書館資料と一体としてアーカイブを構築する。
- (5) 東日本大震災の記録等におけるデジタル情報の重要性を踏まえ、インターネット資料等デジタル形式の記録等は、重点的に収集、保存、提供する。その際、テキストのみならず、動画、画像、音声等も対象とする。また、当館所蔵資料のデジタル化にも努める。
- (6) 一次情報（コンテンツ）だけでなく、二次情報（メタデータ）、三次情報（主題情報）も収集、保存し、一体的な提供を行う。
- (7) 関係機関とメタデータの標準化を進める。
- (8) 国の第 4 期科学技術基本計画（平成 23 年 8 月 19 日閣議決定）及び国立国会図書館の第三期科学技術情報整備基本計画（平成 23 年国図主 1103101 号）に掲げられた「知識インフラ」構築のための先行的なプロジェクトとして位置付ける。